

社会保険労務士からの三方一両得だより

令和4年4月20日 第151号

インスタ映えするサンドイッチを食べてみました

今更で恥ずかしいのですが、以前巷で話題になっていたインスタ映えするサンドイッチを食べてみました。「萌える断面」略して「萌え断」というそうで、スタッフから教えてもらいました。

テレビで見かけたことはあったものの東京の話だと思い気にしていませんでしたが、昨年秋に自治医大駅そばにサンドイッチ屋さんがオープンするという話を聞き、身近に感じて少し興味が湧いてきましたので、ちょっと恥ずかしかったのですが意を決して行ってみました。



小綺麗なお店です。

欲を言えば、パンを少しトーストしてくれるともっと美味しくなると思うのですが、まあこれは好み次第でしょうか。さらに欲を言えば硬いパンの方が好きなので、バケットに挟んでくれるとより嬉しいですね。こうなると全く別物になるかもしれませんが、見た目のイメージだとサブウェイのサンドイッチに近くなるかもしれません。

ショーケースには色鮮やかなサンドイッチが色とりどりに並んでいます。これは確かにテンションが上がりますね。値段は想像していたよりも少し安い感じです。当然コンビニのサンドイッチよりは高めの価格ですが、これだけ具材がたっぷり入っていれば、納得できます。味もしっかりと美味しかったです。



色々と購入してみました。



新芽の緑が美しいですね。

庭の畑には、トウモロコシ、エダマメ、オクラの種を蒔きました。昨年はトウモロコシの収穫時期を見誤ってカチカチにしてしまいましたので、今年こそはベストタイミングで収穫して、おいしく食べたいと思っています。

我が家の畑

早くもジャガイモの芽が顔を出しました。順調です。ゴールデンウィークには、芽かきをしようと思えます。今年は長ネギの苗も植えてみました。こちらも少し土寄せをしようと考えています。

5月は「自転車月間」です！ 改めて見直しておきたい企業の自転車管理

新型コロナウイルスの影響により、「運動不足解消のため」「在宅の時間が増え、近所で用事を済ませるようになったため」などを理由に、自転車利用が増えています。政府も積極的な自転車利用を推進しているところであり、自転車の通勤や業務での利用を認めるようになったという企業も多いのではないのでしょうか。

一方、自転車事故によって他人の生命や身体を害した場合に、加害者が高額な損害賠償を命じられる判決事例が近年相次いでいます。業務中・通勤途上の自転車事故については、使用の実態や事故発生時の状況により会社責任が問われることもあり、注意を要します。

◆ 自転車保険の確認が必要です

特に注意して確認したいのは、自転車保険等への加入です。

被害者救済の観点から自転車保険等への加入促進を図るため、自転車活用推進本部（本部長：国土交通大臣）では「自転車損害賠償責任保険等への加入促進に関する標準条例」を作成・通知して、条例による自転

車保険等への加入義務づけを要請しており、令和3年10月1日現在、自転車保険等への加入について、義務とする条例が23都府県、努力義務とする条例が11道県で制定されています。（栃木県は未制定）

たとえば東京都では、自転車の利用者に対し、対人賠償事故保険への加入が義務化され、あわせて、自転車を業務で使用する事業者にも同様の義務が課されました。また、自転車を通勤に利用する従業員がいる事業者にも、自転車通勤者が保険に加入していることを確認する努力義務が課されています。



自転車の業務利用を許可制としている会社は多いと思われませんが、許可に際して、対人賠償事故保険に加入しているかを確認することは、リスク管理上必須といえます。許可基準として、「通勤／業務に使用する自転車に関する事故につき、損害賠償責任の保険金額が無制限の保険を契約していること」などが設けられているか確認しましょう。